◇**地方自治法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一二号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　指定公金事務取扱者及び公金事務の委託に関する事項

㈠　指定公金事務取扱者等の要件を定めることとした。（第一七三条関係）

㈡　地方自治法第二四三条の二第一項の規定により徴収又は支出の事務を委託することができる公金の範囲を定めることとした。（第一七三条の二第一項及び第一七三条の三第一項関係）

㈢　指定公金事務取扱者による徴収した歳入又は収納した歳入等の払込みの方法を定めることとした。（第一七三条の二第二項関係）

2　公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をすることのできる割合に関する事項

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除することとした。（旧附則第七条第二項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

地方公務員等共済組合法施行令における地方公務員法第二二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に係る期末手当等の範囲に勤勉手当を追加することとした。（第五条の二第二項関係）

三　その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日等

1　普通地方公共団体の長は、令和八年三月三一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に当該事務を行わせることができることとした。（附則第二条第一項関係）

2　その他所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条第二項、第三条及び第四条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**介護保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三号）（厚生労働省）

1　保険料率の算定に関する基準について、第一号被保険者の区分を原則として九区分から一三区分に改め、それぞれの区分ごとに基準額に乗じる割合を定めるものとした。（第三八条第一項及び第七項～第九項並びに第三九条第一項及び第二項関係）

2　所得の低い第一号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減じる割合を変更することとした。（第三八条第一一項～第一三項及び第三九条第五項～第七項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第三項及び第三十条の十六の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第五項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の六第一項中「外務大臣及び」を削る。

第二十三条の七第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の七第六項中「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもつて、第二項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条の八第三項中「郵便等をもつて、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条の十二中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十三条の十四第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第二十三条の十五第一項中「外務大臣を経由して、」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄